		［略］
		第二十三条
		［略］
		第三十五条第一項
		［略］
		第三十七条第一項
		［略］
		別記様式
		［略］

		［略］
		市町村長は
		［略］
		市町村長は
		［略］
		委任市町村村長の統括する市町村
		当該委任市町村長
		［略］
		交付地市町村長名
		［略］

		［略］
		市長（個人番号通知書に係る事務にあっては、区長。）は
		［略］
		市長（個人番号通知書に係る事務にあっては、区長（総合区長を含む。）。第二項において同じ。）は
		［略］
		委任市長の統括する市（個人番号通知書に係る事務にあっては、当該市に属する区）
		当該委任市長
		［略］
		交付地区長名

		当該通知カード又は
		住所地市町村長
		市町村が備える
		第十一条第四項
		住所地区長
		区長（総合区長を含む。第三十五条第一項において同じ。）が作成した
		当該通知カードの返納を求めるものとし、又は当該場合であって従前の個人番号に代えて個人番号を指定しようとする者が個人番号カードの交付を受けている者であるときは、その者の代理人に対し、住所地市長が住所地区長を経由して

		［同上］
		市町村長は
		［同上］
		第二十三条
		［同上］
		市長（通知カードに係る事務にあっては、区長。）は
		［同上］
		第十一条第五項
		通知カード又は個人番号カードを、住所地市町村長
		市町村長
		第十五条の二
		通知カードにあっては住所地区長に、発見した個人番号カードにあっては住所地区長を経由して住所地市長
		区長

		［同上］
		第三十五条第一項
		［同上］
		第三十七条第一項
		［同上］
		別記様式第一
		別記様式第二
		［同上］

		［同上］
		市町村長は
		［同上］
		委任市町村村長の統括する市町村
		当該委任市町村長
		［同上］
		交付地市町村長名
		［同上］

		［同上］
		市長（通知カードに係る事務にあっては、区長。第二項において同じ。）は
		［同上］
		委任市長の統括する市（通知カードに係る事務にあっては、当該市に属する区）
		当該委任市長
		［同上］
		交付地区長名
		［同上］